				三類	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、米粉用であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				四類	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				五類	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				六類	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、米粉用であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
			第二区分	二類	一期作の水稲又は二期作のうち一回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				五類	二期作のうち二回目の耕作に係る水稲で、飼料用及びバイオ燃料用であるもの	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				七類	飼料用及びバイオ燃料用以外の用途である水稲	地域インデックス方式
		麦		一類	秋期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				二類	春期に播種する小麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
			第一区分	五類	秋期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				六類	春期に播種する二条大麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				三類	田で耕作する小麦	地域インデックス方式
			第二区分	四類	畑で耕作する小麦	地域インデックス方式
				七類	田で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
				八類	畑で耕作する二条大麦	地域インデックス方式
			第一区分	九類	秋期に播種する六条大麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
				十類	田で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
			第二区分	十一類	畑で耕作する六条大麦	地域インデックス方式
裸麦	第一区分	十二類	秋期に播種する裸麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式		
	第二区分	十三類	田で耕作する裸麦	地域インデックス方式		
		十四類	畑で耕作する裸麦	地域インデックス方式		
その他の麦	第一区分	十五類	秋期に播種するその他の麦	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式		
		十六類	春期に播種するその他の麦	全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式		

○農林水産省告示第五百四十号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十九条第一項（同令附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百四十八条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第百十九条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日　農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法（以下「法」という。）第百四十八条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて農林水産大臣が定める区分は、うんしゅうみかん、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）、りんご、ぶどう、なし、もも、かき及びうめについて定めるものとし、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれ同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百十九条第一項の規定により引受方式（規則第百十九条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類の全てについて地域インデックス方式（同項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、地域インデックス方式を選択するときは第二区分、当該共済目的の種類の全部又は一部について災害収入共済方式を選択するときは第三区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
うんしゅうみかん	第一区分	一類	早生うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）	全相殺減収方式（規則第百十九条第一項第一号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）、全相殺品質方式（同項第二号に規定する全相殺品質方式をいう。以下同じ。）及び半相殺方式（同項第三号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）
		二類	普通うんしゅうの品種のうんしゅうみかん（三類に属するものを除く。）	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式